

令和 8 年 8 月 2 4 日

文部科学省
初等中等教育局教科書課 御中

全日本中学校長会
会 長 佐藤 晴美

「教科書検定の改善に関する検討課題」について（意見書）

文部科学省において検討が進められている「教科書検定の改善に関する検討課題」について、下記のとおり意見を提出する。

中学校教育の現場では、ICT 活用の推進とともに、教科書のデジタル化による学習効果の向上が期待されている。一方で、教科書が主たる教材であるという本来の役割を維持しつつ、教師及び生徒にとって過度な負担とならない制度設計が重要であると考え。特に、学習効果の向上、教科書としての質の保証、教育現場の負担軽減の観点から、以下のとおり意見及び要望を述べる。

1 文字や図画以外のデジタルコンテンツの審査方法

（１）意見

教科書に掲載されるデジタルコンテンツは、学習指導要領に基づく学習内容の理解を補完し、紙面のみでは十分に表現できない内容を補うものとして位置付けるべきである。

具体的には、実験・観察の過程、技能習得のための手順、外国語の音声、立体図形や自然現象のシミュレーション等、デジタルならではの教育的効果が明確なものについては、教科書の一部として認めることが適当である。

また、読み上げ機能、字幕表示、文字拡大、ルビ表示、多言語対応等は、障害のある生徒や日本語指導を必要とする生徒への合理的配慮や学習保障の観点から重要な機能であり、デジタル教科書の優れた特性として積極的に活用されるべきである。

一方で、教科書は主たる教材であることから、ゲーム性を重視したコンテンツ、大量の演習問題やドリル、広告や課金を伴うコンテンツ、学習指導要領の範囲を大きく超える発展的内容等については、教科書ではなく副教材として整理することが適当である。

また、教科書として掲載されるデジタルコンテンツと、副教材として扱うコンテンツとの区分を明確にし、学校現場において「掲載されているすべてのコンテンツを扱わなければならない」という誤解や負担感を生じさせないことが重要である。

さらに、外部サイトへのリンクについては、リンク切れや内容変更、広告表示等のリスクがあることから、原則として発行者が内容の正確性及び継続性について責任を負うことのできるコンテンツに限定すべきである。やむを得ず外部リンクを認める場合には、公的機関や公共性・信頼性が担保された機関に限定するなど、明確な基準を設けることが必要である。

（２）要望

- 教科書に掲載するデジタルコンテンツは、学習指導要領との関連性が明確であり、紙面では代替が難しい教育的効果を有するものに限定されたい。
- 教科書と副教材との役割分担を制度上明確にし、学習者及び指導者の負担軽減を図られたい。
- 検定対象となるデジタルコンテンツについては、発行者が内容及び継続的な提供に責任を負う仕組みを整備されたい。
- アクセシビリティ及びユニバーサルデザインの観点を、教科書検定上の重要な要件として位置付けられたい。

2 動画・音声の「内容」に係る審査方法

(1) 意見

動画や音声は、実験・観察の過程や技能の習得、外国語の発音、音楽の演奏等、文字や静止画のみでは理解が難しい学習内容の理解を支援する上で極めて有効である。そのため、教科書として真に必要な内容については、教科書の一部として認めることが適当である。

しかしながら、動画の量が過度に増加すると、教師の教材研究や授業準備の負担が増大するとともに、生徒の思考する時間や対話的な学習活動を圧迫するおそれがある。また、「動画を視聴したことをもって指導したものとみなす」ような運用は避けるべきである。

動画総量については一定の基準を設ける方向が望ましい。ただし、一律に時間数で制限するのではなく、教科の特性や教育的必要性を踏まえた基準とすべきである。

多くの学校現場からは、1本当たり1～3分程度の短時間構成や、単元ごとの総視聴時間の目安を設けることが適切であるとの意見が示されている。

また、掲載される動画・音声については、

- ・学習指導要領との対応関係が明確であること
- ・教科書本文との関連性が明確であること
- ・紙面のみでは代替が困難な内容であること
- ・授業時間内で活用しやすい長さであること
- ・学習理解に直接資する内容であること

を基本要件とすべきである。

さらに、字幕表示、再生速度調整、文字情報の付与、手話対応等、すべての生徒が利用しやすい環境を整備するとともに、学校現場で安定して利用できる軽快な動作環境を確保することが重要である。

(2) 要望

- 動画及び音声は、教科書として必要不可欠な内容に限定し、発展的又は補充的な内容は副教材として整理されたい。
- 動画総量については、教科特性を踏まえた一定の基準を設け、教育的効果と教師負担の双方を考慮した制度とされたい。
- 各コンテンツについて、学習目的、対象となる学習内容、標準視聴時間及び必須・選択の区別を明示されたい。
- 字幕表示、音声読み上げ、再生速度調整等のアクセシビリティ機能を必須要件として検討されたい。
- 学校の通信環境や端末環境に左右されず、安定的に利用できるコンテンツ設計とされたい。

3 訂正申請について

(1) 意見

デジタル部分を含む教科書においても、教科書内容の信頼性と公正性を担保するため、紙の教科書と同様に文部科学大臣の承認を経た訂正制度を維持することが適当である。

デジタル教科書は技術的に即時更新が可能である一方で、頻繁な更新は指導計画や評価との整合性に影響を与え、教師や生徒に混乱を生じさせる可能性がある。そのため、訂正内容の性質に応じた運用が必要である。

誤記・誤植、重大な事実誤認、人権上又は安全上問題のある記述等については速やかに訂正すべきである。一方で、統計資料の更新や表現上の修正等については、学期又は年度の区切りなど一定の時期にまとめて反映することが望ましい。

また、訂正が行われた際には、「どこが、いつ、どのような理由で変更されたか」を教師及び生徒が容易に確認できる仕組みが必要である。履歴管理機能や変更内容の可視化は、デジ

タル教科書の信頼性を高める上で重要である。

さらに、教科書発行者による編集・校正体制の充実を図り、誤記・誤植等を未然に防ぐ努力を一層求める必要がある。

(2) 要望

- 緊急性の高い訂正と通常 of 訂正を区別した運用基準を明確にされたい。
- 年度途中の頻繁な変更を避け、原則として学期又は年度の区切りで反映する運用を整備されたい。
- 訂正内容、変更理由、承認日及び反映日を確認できる履歴管理機能を標準化されたい。
- 訂正情報を学校管理職及び教員へ確実に通知する仕組みを整備されたい。
- 教科書発行者に対し、編集・校正体制の一層の充実を求めるとともに、デジタル部分についても継続的な品質管理を義務付けられたい。

4 おわりに

本会は、デジタル化を目的とするのではなく、「学習効果の向上」「教科書としての質の保証」「教育現場の負担軽減」を基本的な視点として制度設計を進めることが重要であると考えている。

特に、教科書と副教材の役割の明確化、教科書として真に必要なデジタルコンテンツの厳選、透明性と安定性を備えた訂正制度の構築が不可欠であり、これらの観点を踏まえた検討がなされることを強く要望する。

以上